

交通工学研究会 出版物著作権規程

平成 29 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人交通工学研究会(以下、本研究会)に投稿される著作物に関する会員及び投稿者(以下、あわせて「会員等」という。)の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、交通工学研究会出版規程に示される以下のいずれかに該当するものである。
 - ① 一般刊行物(要領、マニュアル、技術解説、データ集等)
 - ② 論文集(交通工学研究発表会論文集、交通工学論文集)
 - ③ その他前記①、②に類するものであって本研究会が指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条(複製権)、第 22 条(上演権及び演奏権)、第 22 条の 2(上映権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 24 条(口述権)、第 25 条(展示権)、第 26 条(頒布権)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条(公表権)、第 19 条(氏名表示権)及び第 20 条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作財産権は、すべて本研究会に帰属する。

- 2 本著作財産権は、本著作者が本研究会に対して本著作物を投稿し、さらに以下のいずれかをもって譲渡されたものとする。
 - 1) 第 2 条①、③に係るもの
所定の譲渡書を提出した時点をもって本研究会に譲渡されたものとする。譲渡書の書式は、各出版物を管理する委員会により別途定める。なお、譲渡書は電子ファイルも有効とする。
 - 2) 第 2 条②に係るもの
本著作物を投稿した時点をもって本研究会に譲渡されたものとする。
- 3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本研究会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本研究会及び本著作

者の協議によって定める。

- 4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本研究会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本研究会がサブライセンスを行う権利を含む。)するものとする。ただし、二次的利用する場合には、本研究会は出典を明記することとする。
- 5 投稿され、所定の譲渡書の提出された本著作物が本研究会の出版物に掲載されないことが決定された場合(第 2 条第 1号②に定める著作物については、講習会、シンポジウム、国際会議等が開催されなくなった場合をいう。)、本研究会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

(著作者人格権の不行使)

第 4 条 以下の各号に該当する場合本著作者は、本研究会及び本研究会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- (1) 出版物の配布および保存の方法の変更等に伴う改変
- (2) 概要または一部分のみを抽出して利用すること等に伴う改変

なお、本研究会は、本項各号の改変について、本著作者の名誉を損なうことのないよう十分に留意するものとする。

- 2 前項の規定は、本研究会及び本研究会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者による著作物の使用)

第 5 条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む。)、本研究会に申請し、その許諾を得るものとする。申請方法及び許諾方法については、各出版物を管理する委員会により別途定める。

- 2 本研究会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第 1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本研究会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、本著作者は、本研究会に事前に申し出を行い、その際は、1)第2条①、③に係るもの①権利表示を行うこと、②出典表示を行うこと、③利用は著作権の範囲内に限られる旨の表示を行うこと、④本研究会の著作物であることを明記することとする。2)第2条②に係るもの①権利表示を行うこと、②出典表示を行うこと、③利用は著作権の範囲内に限られる旨の表示を行うこと、④当研究会が提供する電子出版へリンクすること、⑤電子ジャーナル発行後1年間経過後に掲載すること、⑥掲載後に本研究会に報告を行わなければならない。

- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作し

た本著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存及び公開を含む。)

- (2) 著作権法第 30条から第 50条(著作権の制限)において許容された利用
- (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
- (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合

(著作者による保証等)

第 6 条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない(もしくは過去に原著論文として一切公表されたことがない)こと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本研究会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

第 7 条 本著作者は、本研究会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾(出版権の設定を含む。)をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第 8 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本研究会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第 9 条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本研究会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(規程の変更)

第 10 条 この規程の変更及び廃棄は理事会の決議により行うものとする。

附則(平成 29 年 3 月 21 日 理事会議決)この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。